



福岡医発第0163号(地)
平成27年 4月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等について

今般、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的としたリーフレット・ポスターが厚生労働省により作成され、本給付金制度のB型肝炎患者への周知について日本医師会を通じて協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、同リーフレット等は日医雑誌4月号に同封され、日医会員に対し送付されます。また、下記厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

記

<厚生労働省ホームページ>

・リーフレット（表面）

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>)

・リーフレット（裏面）

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050843.pdf>)

(地Ⅲ296)

平成27年3月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

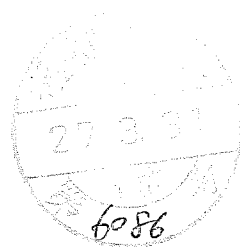
小 森 貴

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

今般、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的としたリーフレット・ポスターが厚生労働省により作成され、本会に対し、日医会員による本給付金制度のB型肝炎患者への周知について、別添の協力方依頼がまいりました。

つきましては、貴会宛リーフレット等をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本リーフレット等は日医雑誌4月号に同封し、会員にお送りしますことを申し添えます。



事 務 連 絡
平成 2 7 年 3 月 9 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
B型肝炎訴訟対策室

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成23年法律第126号）の周知・広報については、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

B型肝炎訴訟の対象者は推計40万人以上とされていますが、平成23年6月、国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が基本合意を締結して以降、昨年12月末時点までの提訴者数は、約1万9千人となっている状況です。厚生労働省としては、本給付金制度について、全ての対象者が救済されるよう引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝炎治療に取り組む医療現場においても、肝炎患者等に関する本給付金制度の周知が一層進むよう努めているところです。

そのため、今年度も引き続き、本給付金制度の更なる周知を目的として、別添リーフレット及びポスターを配布することといたしました。

つきましては、貴会会員の皆様へリーフレット及びポスターをご送付いただくとともに、下記のとおり、会員の皆様に対し、各医療機関内でのリーフレットの配布やポスターの掲示による周知等にご協力いただけるよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターについては、院内にご掲示いただくとともに、B型肝炎患者が医療機関を受診する際には、必要に応じて、医師等医療スタッフが、個別に本給付金制度の案内を行っていただくようご協力いただきたいこと。

なお、本給付金制度の存在を知らず利用していない者の中には、利用方法が理解できなかったり、利用を躊躇する例があると伺っております。そのような場合には、直接医師等医療スタッフに、リーフレットの配布を行っていただくことで、厚生労働省のホームページや電話相談窓口等の案内など、B型肝炎患者が本給付金制度を利用する契機となりますので、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

リーフレットは、厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」に電子媒体を掲

示していますので、配布した部数以上に必要な場合は、印刷していただくことも可能です。

【厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

○リーフレット掲載場所

- ・リーフレットB 5サイズ（表面）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>

- ・リーフレットB 5サイズ（裏面）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050843.pdf>

【厚生労働省電話相談窓口】

03-3595-2252 （年末年始を除く平日9:00～17:00）

- 2 B型肝炎訴訟を扱う者（すでに本給付金制度を利用した患者や、B型肝炎訴訟を扱う弁護士等）が、本給付金制度の説明会開催や電話相談の実施等の周知活動を行う際、医療機関に対し協力いただきたい旨の依頼があった場合には、本給付金制度の周知のため、ご配慮、ご協力をいただきたいこと。

（問い合わせ先）

厚生労働省健康局結核感染症課

B型肝炎訴訟対策室

（鈴木・福田）

電 話：03-5253-1111（内 2080・2066）

F A X：03-3506-7332

《予防接種を受けたことがある方へ》

過去の集団予防接種等の際、
注射器の連続使用が原因で多数の方が
B型肝炎ウイルスに感染した可能性が
あります。



集団予防接種等により**B型肝炎ウイルス**に
感染された方に**給付金**を支給します。

(注)昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの予防接種やツベルクリン反応検査を
満7歳になるまでに受けたことなどが、裁判上の手続により認められた方が対象となります。

【お問い合わせ先】



厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟について

検索

(インターネットの検索サイトで「B型肝炎訴訟について」で検索してください)

給付金の対象となる方や受け取るための手続きに関する資料を掲載しています。



厚生労働省電話相談窓口

(年末年始を除く平日9:00~17:00)

03-3595-2252

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査**でわかります。**



保健所や医療機関などで、原則無料で肝炎ウイルス検査をしています。検査は採血だけなので短時間で済みます。
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、都道府県にお問い合わせください。



厚生労働省

日本医師会

過去の集団予防接種が原因で、乳幼児期に多数の方が B型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

我が国でB型肝炎ウイルスに持続的に感染している方は110万人～140万人と推定されています。出生時の母子感染の他、集団予防接種等（予防接種とツベルクリン反応検査）を通じて多くの方が感染したと見込まれています。（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）

過去の集団予防接種等では、昭和50年代・60年代初頭まで注射針・筒の連続使用の実態があったことがアンケート調査により、確認されています。（※現在は改善されています）

以前医師から母子感染の可能性があると言われている方でも、集団予防接種等を直接又は間接的な原因としてB型肝炎ウイルスに感染した可能性があります。

過去の集団予防接種等により B型肝炎ウイルスに感染された方に給付金を支給します

病態に応じ最大3,600万円から50万円の給付金を支給します。この他に、未発症の方には原則として毎年の定期検査などの費用を支給します。

給付金の対象となる方は、集団予防接種等による注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに持続感染したと認定された方とその方から母子感染（父子感染なども含みます）をした方（これらの方々の相続人を含みます）です。

給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、**救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集**していただく必要があります。

訴訟提起

国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただきます。

裁
判
所

和解協議

国との間で和解協議を行います。（この際、追加で必要な証拠を提出していただくことがあります）

和解成立

救済要件を満たしていることが証拠で確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします。（和解の成立）

社会保険診療報酬 支払基金

和解が成立した方が請求書を社会保険診療報酬支払基金に提出し、同基金から給付金をお支払いします。

※上記の一連の手続きの一部または全部を**弁護士**に依頼することができます。

弁護士については、「**B型肝炎 弁護士**」で検索できます。また、厚生労働省の**B型肝炎訴訟**のホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。